

## Q 1. マイナ保険証利用のメリットは？

- A 1. ①医療機関・薬局で患者本人が同意すれば、医師・薬剤師が過去の診療情報や薬剤情報を見られるようになるため、治療やお薬の処方に役立てることができ、より良い医療が受けられます。
- ②患者本人が、申請に必要な情報提供に同意すれば、医療機関窓口での支払いが高額になる場合に「限度額適用認定証」（自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証明書）がなくても、限度額を超える分を支払う必要がありません。
- ③医療費の自己負担額が、マイナポータルに記録されるため、確定申告の際に必要な年間の自己負担総額が簡単に分かり、記録されたデータも自動で入力されます。
- ※確定申告に際し、12月分の医療費と給付金の情報については、マイナポータルからの取得が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。
- ④マイナ保険証を利用する場合の初診料は、健康保険証と比べ 20 円減額されます。

## Q 2. マイナンバーカードを作成するにはどうすればいいですか？

- A 2. マイナンバーカードを受け取るには、申請が必要です。申請方法は、交付申請書等を使用した郵送、オンライン申請（パソコン、スマホを使用）、街中の証明写真機での申請があります。申請には、マイナンバー交付申請書、顔写真（または画像データ）が必要です。申請後 1 ヶ月程度で届くハガキを持参して、指定された場所で受け取ることができます。
- 詳しくは・・・ <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

## Q 3. 自分のマイナンバーが分からない場合は、何を調べればいいのですか？

- A 3. 「通知カード」または「マイナンバー記載の住民票の写し」により確認できます。「通知カード」とは、平成 27 年 10 月～12 月に配布された緑色の紙製のカードで、個人のマイナンバーが記載されています。しかし、令和 2 年 5 月に廃止されたため再発行はできません。「通知カード」を紛失した等により、マイナンバーが不明な場合は、住民票が登録されている自治体で「マイナンバー記載の住民票の写し」を取得してください。

**Q 4. マイナンバーカードを健康保険証として使用するにはどうすればいいですか？**

A 4. マイナンバーカードを健康保険証として使用するには、登録が必要となります。登録方法は、マイナポータルからの登録（パソコン、スマホを使用）、医療機関等の窓口にある顔認証付きのカードリーダーで登録、セブン銀行ATMからの登録この3つの方法があります。

詳しくは・・・ [https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

**Q 5. 自分の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認するにはどうすればいいですか？**

A 5. お持ちのパソコンやスマホで「マイナポータル」にログインし「登録状況の確認」の「確認」を押し「健康保険証」を押しいただくと、健康保険証の登録状況を確認いただけます。

詳しくは・・・ <https://digital-gov.note.jp/n/n94240d56f25b>

**Q 6. 子供の健康保険証の利用登録をするにはどうすればいいですか？**

A 6. お子様を利用登録を行うことが難しい場合は、保護者がお子様に代わって、保護者が所有しているスマホを使い、お子様のマイナンバーカードを読み取りログインし 利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号を入力するなどにより利用登録できます。

**Q 7. マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行えば、資格取得・喪失被扶養者認定・削除などの手続きは不要になりますか？**

A 7. 社会保険の資格取得・喪失手続きや、家族の方の扶養認定・削除手続きは、従来通り必要です。手続きを行い、健康保険組合での資格情報の登録とマイナンバーの登録が完了することで、マイナンバーカードによる受診が可能になります。

